

第5 参考

1 契約書

注意：確認書の交付を受けた候補者は、必ず
契約事業者に渡してください。

契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（内訳金額を含む。）の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であること。

※ 運送事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくとも構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（内訳金額を含む。）の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 借受人が候補者であること。

※ 次ページの契約書は参考です。

レンタカー事業者との契約の場合には、事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。

自動車賃貸借契約書

町田（市議会議員 市長）選挙 候補者_____

（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、
自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号（車両番号）_____

3 台数 1台

4 借入れ期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

5 契約金額 円 内訳 1日 円× 日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 年 月 日

甲 町田（市議会議員 市長）選挙 候補者

住所

氏名

印

乙 住所 (電話)

名称

印

代表者

印

契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間の記載があること。
- ・ 契約金額（単価の記載を含む。）の記載があること。
(給油当日の店頭単価による契約をすることもできます。)
- ・ 車種、登録番号又は車両番号が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者と燃料供給事業者との契約であること。

【留意事項】

- ・ 1円未満の請求金額が生じた場合は、予め契約書で定めたとおり算定することになります。
- ・ ただし、契約書で定めた契約単価が税抜額の場合、消費税については、期間中の給油総額（税抜額）に税率を乗じて算出する際、法令上、小数点以下を切り捨てた額で算定・請求いただることになりますので御留意ください。

例：契約単価 155 円（税抜）、請求金額 1 円未満の扱いを四捨五入する内容で契約し、1回目に 40.5ℓ、2回目に 36.5ℓ 給油した場合

1回目の給油額（税抜）： $155 \times 40.5 = 6,277.5 \Rightarrow 6,278$ 円（四捨五入）

2回目の給油額（税抜）： $155 \times 36.5 = 5,657.5 \Rightarrow 5,658$ 円（四捨五入）

消費税： $(6,278 + 5,658) \times 10\% = 1,193.6 \Rightarrow 1,193$ 円（切捨）

請求金額： $6,278 + 5,658 + 1,193 = 13,129$ 円

※ 次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

選挙運動用自動車燃料供給契約書

町田（市議会議員 市長）選挙 候補者_____

（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 供給場所

所在地

名称

3 供給を受ける自動車の登録番号（車両番号）_____

4 金額

単価1リットル当たり_____円(税抜/税込)とし、供給量に単価を乗じた金額とする。なお、請求金額に1円未満が生じた場合は、小数点以下を(切り上げ/切り捨て/四捨五入)る。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 年 月 日

甲 町田（市議会議員 市長）選挙 候補者

住所

氏名

印

乙 住所 (電話)

名称

印

代表者

印

契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくとも結構ですが、候補者の申込意思と契約の相手方の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 契約期間（始終業時間を含む。）の記載があること。
- ・ 契約金額の記載があること。
- ・ 車種、登録番号等が記載されていること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者と運転手個人との契約であること。

※ 次ページの契約書は参考です。

自動車運転契約書

町田（市議会議員 市長）選挙 候補者_____

(以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、
甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契
約を締結する。

1 運転する期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間

原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額 円 (1日につき 円)

3 運転する自動車の車種及び登録番号（車両番号）_____

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 年 月 日

甲 町田（市議会議員 市長）選挙 候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

(電話)

契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 納入期限の記載があること。
- ・ 契約金額（単価の記載を含む。）の記載があること。
- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者とビラ作成事業者との契約であること。

※ 次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

選挙運動用 ビラ作成契約書

町田(市議会議員 市長)選挙 候補者_____

(以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)は、
印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品名、規格

公職選挙法第142条第1項第6号に定めるビラ

2 数量 枚

3 契約金額 円 (単価) 円 錢)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 年 月 日

甲 町田(市議会議員 市長)選挙 候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

(電話)

名 称

印

代表者

印

契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名称のものでなくても結構ですが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること。
- ・ 納入期限の記載があること。
- ・ 契約金額（単価の記載を含む。）の記載があること。
- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること。
- ・ 契約年月日の記載があること。
- ・ 候補者とポスター作成事業者との契約であること。

※ 次ページの契約書は参考です。

契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。

選挙運動用ポスター作成契約書

町田(市議会議員 市長)選挙 候補者 _____

(以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)は、
印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

1 品名、規格

公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2 数量 _____ 枚

3 契約金額 _____ 円 (単価 _____ 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき町田市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。なお、町田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は町田市には請求ができない。

令和 年 月 日

甲 町田(市議会議員 市長)選挙 候補者

住所

氏名

印

乙 住所

(電話)

名称

印

代表者

印